

仕様書

1 件名

衛生研究所 P 3 レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕

2 実施場所

福島市方木田字水戸内 16-6 福島県衛生研究所敷地内

3 実施概要

送風機・空調機部品交換、空調機更新

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、衛生研究所 P 3 レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕について必要な事項を規定する。
- (2) 本内容は、本仕様書、福島県建築関係工事共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、監督官と協議する。
- (4) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施する。ただし、原則として請負金額の増減、納期の延長はしないものとする。
- (5) 本役務により発生した発生材のうち、監督官が指示するものについては、指示された場所に搬入・集積し、調書と共に官側へ引き継ぐものとする。
- (6) 請負業者は、関係諸法令に従い品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、常に整理整頓を行い、危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。なお、役務災害等は請負業者が自らその責を負うものとする。
- (7) 実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負業者の責任において実施すること。また、作業中在来部分等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において復旧を実施するほか、それに伴う損害を補償しなければならない。
- (8) 仮設材料以外の材料は、J I S規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、監督官と協議する。
- (9) 作業写真は着手前、着手後、隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な役務段階の実施状況、その他監督官の指示により計測等を実施した箇所を撮影すること。また、役務完了後はすみやかに原版と共に整理し提出する。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 業務着手届（別記第1号様式）

当該業務着手から10日以内に提出すること。

(2) 主任担当者通知書（別記第2号様式）

当該業務着手から10日以内に提出すること。

(3) 委託業務完了報告書（別記第3号様式）

当該業務完了後、30日以内に提出すること。

(4) その他甲が必要と認める書類

6 暴力団排除事項を確認するための書類

契約書第13条第2項を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第5号様式）

(2) 役員一覧（別記第6号様式）

特記事項

1 機器等交換部品

- (1) 既存施設に損害を及ぼさないよう十分注意し、万一損害等を与えた場合には、直ちに担当職員に報告し、職員の指示に従い修復するものとする。なお、これに係る費用は全て受注者の負担とする。
- (2) 業務に係る消耗品、材料等の費用は、受注者の負担とする。
- (3) 不要となった廃材及び産廃処分費等を含むものとする。

2 空調機等移設

(1) 機器更新

送風機、冷暖房については、現行機器と同等以上のものに更新する。

※施設が地下かつ、狭隘にあるため、現場施工が困難な場合は、事前にこれらと同等以上の機能を持つ機器構成を示し、発注者承認のもと施行するものとする。

機器の仕様

実験室用エアコン (空冷式床置型パッケージ エアコン)	冷房能力 40 KW (最大 45 KW) 《以下既設再利用》 予熱ヒーター (予熱負荷 15KW) 再熱ヒーター (再熱負荷 25KW) 付属品 ダクト形電気ヒーター 電極式蒸気加湿器 最大蒸気発生量 13kg/h
前室用エアコン (天井埋込型パッケージ エアコン)	冷房能力 3.6KW (最大 4.0) 暖房能力 4KW (最大 5.3)
実験室系統送風機 2台 エアロック室排気ファン 2台	風量 4,200m ³ /h 機外静圧 500pa (R) 風量 4,200m ³ /h 機外静圧 500pa (L) 風量 120m ³ /h 機外静圧 500pa (R) 風量 120m ³ /h 機外静圧 500pa (L)

(2) 空調機等取り外し(再使用)

既設配管、配線、遮断器及び支持物等(以下「既設配管等」という。)は再使用してもよい。ただし、現地調査の結果、再使用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の対応を行うこと。この場合、既設と同等以上の性能を持つものとする。

(3) 空調機等撤去

- ① 既存設備の撤去・処分に要する撤去工事料、撤去管理料、運送料等の費用は受注者の負担とする。
- ② 梱包用資材等は、特に指示がない限り持ち帰ること。
- ③ 撤去品や作業に伴い発生する廃材等は受注者の責任及び費用負担において適法に処分すること。
- ④ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成 13 年 6 月 22 日第 64 号)等に基づき適正に処分・破棄すること。また、受注者よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。

(4) 配管穴を新規に開ける場合、既存の配管穴はパテ等でふさぐこと。

(5) その他、施工に当たって必要な雑材料は請負者の負担とする。

3 その他

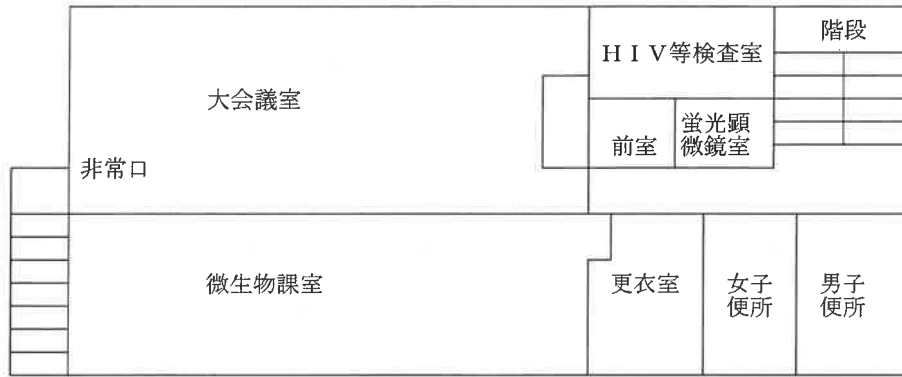
- (1) その他官側の指示する書類を提出すること。
- (2) 冷媒回収後、適正な方法で破壊処理を行い、証明書を官側に提出すること。
- (3) 異常が確認された際は原因の追究を実施し、修理に係る見積と報告書を書面にて提出すること。

- (4) 作業等で発生した金属くず等の有価物以外の発生材は、全て請負業者が責任を持って適切に処分しマニフェストE表(写し)を契約期間内に官側に提出すること。
- (5) 本修理に起因する不具合が発生された場合は、監督官からの連絡の後に速やかに補償、修理を実施すること。

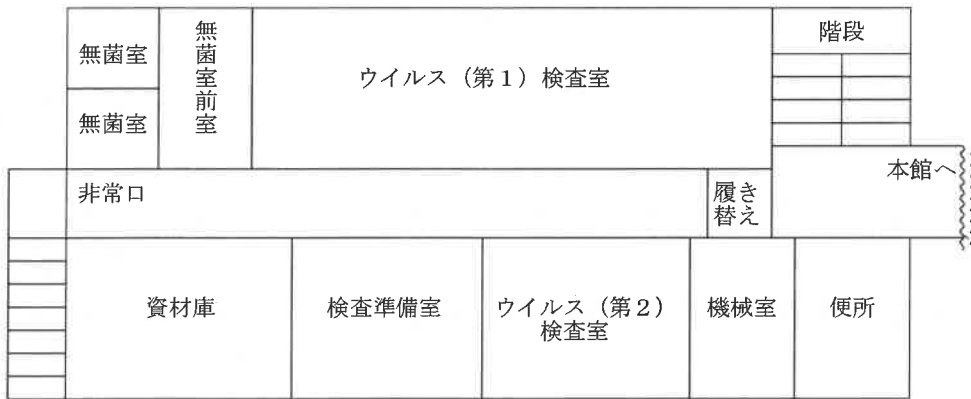
作業内容	原 設 計			変更設計		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額
床置空調機 ACP-1 P3ルーム	1式					
SZVCP-450KAR (16馬力)						
天井埋込型 ACP-2 前室エアコン	1式					
SZRK40DV (単相200V)						
既存空調機解体作業	1式					
既存空調機搬出及び新規空調機搬入設置作業	1式					
空調機室外機用基礎打設工事	1式					
新設空調機電源工事	1式					
排気ファン4台	1式					
上記機器搬入・搬出作業	1式					
(クレーン車費用含む)						
撤去・新規据付作業	4式					
吸込・吹出ダクト接続作業	4式					
試運転調整費	4式					
付帯工事費	1式					
雑材・消耗品費・工具損料	1式					
産廃処分費	1式					
同上運搬費用	1式					
現場管理費	1式					
出張交通費	1式					
法定福利費	1式					
諸経費	1式					
小 計						
消費税及び地方消費税						
合 計						

研修棟平面図

－ 3 階 －



－ 2 階 －



－ 1 階 －



－ 地下室 －

